

第 31 回青葉区民まつり出店者募集要項

- 【目 的】 青葉区民まつりの趣旨である、区民の地域への愛着を高め、区民手作りのまつりを実施するため、区民が地域や世代を超えてふれあえる場を提供し、一緒にまつりを支える担い手になることができる出店者を募集します。
- 【主 催】 いきいき青葉区推進協議会「青葉区民まつり実行委員会」、仙台市青葉区
- 【開催日時】 令和元年 11 月 3 日（日・祝） 10：00～15：30
- 【出店内容】 飲食販売、物品販売、展示等
- 【応募資格】
- ・青葉区民まつりの趣旨に賛同し、一緒にまつりを支える担い手として出店をご希望される方
 - ・仙台市内（特に青葉区内）を主たる活動の拠点としている、または仙台市内に営業店舗を持つ団体や企業等
 - ・暴力団等と関係がなく、設備・備品、及び材料の仕入れや人員の手配等においても健全かつクリーンな団体や企業等
 - ・過去に出店違反やキャンセルをしていない団体や企業等
 - ・その他、実行委員会委員長が認める団体や企業等
- 【応募方法】 出店申込書に必要事項を記入の上、誓約書（署名・捺印、写真添付、従事者氏名を記入）とともに事務局まで直接または郵送にてご応募ください。

【出店料等】

| 出店エリア | 出店料（テント 1 張 [3.6m×3.6m] 含む） | | | | | 募集数 |
|-------------------|-----------------------------|----------|----------|------------------|----------|-----|
| | 一般(飲食) | 一般(物販) | 一般(展示) | 地域団体 | フードトラック | |
| A 市民広場 | 31,000 円 | 29,000 円 | 26,000 円 | 17,000 円 | — | 24 |
| B 勾当台広場 | 26,000 円 | 24,000 円 | 21,000 円 | 13,000 円 | — | 12 |
| C 市役所前広場 | 21,000 円 | 19,000 円 | 17,000 円 | 11,000 円 | — | 10 |
| D つなぎ横丁 | — | — | — | — | 12,000 円 | 5 |
| 物品貸出料 ※右記金額は単価 | 電源 1500W | テーブル | パイプ椅子 | 横幕（当日料金） | | |
| | 4,000 円 | 600 円 | 300 円 | 1,400 円（4,000 円） | | |

- ※1 申込が募集数を超えた場合は、実行委員会の選考となりますので予めご了承願います。
- ※2 地域団体は、町内会、商店街振興組合、老人クラブ、子供会等で構成される団体となり、NPO法人や公共団体は一般団体扱いとなります。
- ※3 フードトラック（ケータリングカー）で出店する場合は、テントは含みません。また、出店場所はつなぎ横丁のみとなります。
- ※4 発電機の持ち込みはできません（フードトラックを除く）ので、電源を使用する場合は、有料での貸出となります。また、発電機以外の物品については持ち込み可能とします。
- ※5 保健所の指導により、飲食物を提供する場合はブースの三方囲いが必須となります。ブースの両端は実行委員会が横幕を設置しますので、後部の横幕のみご用意願います。なお、当日設置を忘れた場合は、強制的に当日料金にて貸し出し設置させていただきますので予めご了承願います。

【応募締切】 令和元年 7 月 31 日（水） ※当日消印有効

【出店の決定】

- ・出店許可の可否並びにテント位置については、実行委員会が下記選考優先事項や出店内容などをもとに決定し、9月中旬までに文書にて出店者説明会の開催案内とともに通知します。

＜選考優先事項＞

- 1 青葉区内地域団体（町内会、商店街振興組合、子供会、PTA、学校等）である。
- 2 青葉区内を主たる活動の拠点としている。
- 3 仙台市内を主たる活動の拠点としている。
- 4 飲食および物販の場合、仙台らしいまたは青葉区らしいメニューや物品などを扱っている。
- 5 展示および啓発の場合、活動PR以外にも子どもが楽しめる催しや来場者が参画できる内容となっている。

【出店者説明会】

- ・出店者説明会は、飲食提供団体が10月4日(金)14:00、飲食提供以外の団体は同日18:00を予定しておりますので必ずご出席ください。（詳細については別途通知します。）なお、特段の理由なく欠席した場合は、出店を取り消しさせていただきますので予めご了承ください。

【出店についての確認事項】

- ・出店料等は、別途指定する方法により期日までにお支払いください。指定期日までにお支払いのない場合は出店許可を取り消します。また、ご入金いただいた出店料等は、いかなる場合（当日キャンセル、違反による出店取消、大雨・台風・地震等の天災によるまつり中止等）でも返金いたしませんので予めご了承ください。（出店許可後にキャンセルをした場合は、今後一切の出店のお申込みをお断りさせていただきます。）
- ・出店に関する権利の他者への譲渡はできません。当日出店の事実が確認できなかった場合は、実行委員会が指定する設備損料をお支払いいただきます。
- ・出店にあたって実行委員会が提供した会場内の資機材に損傷を及ぼした場合は、実行委員会の指定する賠償金をお支払いいただきます。
- ・暴力団関係者排除のため、選考には警察へ情報を提供して出店者を確認させていただきます。確認後、出店に相応しくないと判断された方は出店をお断りさせていただきます。

【出店の際の遵守事項】

- ・設営開始時刻（7:30～9:30）、撤収終了時刻（まつり終了後～17:00）を守ること。
- ・ゴミは持ち帰ること。
- ・まつりの開会（10:00）から閉会（15:30）まで営業を行い、途中で閉店しないこと。
- ・指定した経路・時間帯以外に、会場内に車両を進入させないこと。
- ・テントをはみ出して物品を置いたり、悪質な販売および呼び込みを行ったりしないこと。
- ・会場内にテント及び発電機（フードトラック除く）を持ち込まないこと。
- ・食品を扱う出店は、保健所等から必要な営業許可を受けること。
- ・火気を使用する場合は、消火器を持参すること。
- ・飲食物を調理する場合は、必ずテント後部に横幕を設置すること。（当日設置を忘れた場合は、強制的に当日料金をお支払いいただき設置させていただきます。）
- ・会場内での喫煙は行わないこと。（会場内は禁煙です。）
- ・その他、実行委員会からの指示に従うこと。

※上記の確認事項及び遵守事項等に違反した場合は、出店の許可を取り消し、出店者ならびに当日関係者すべて即時退店となるほか、来年度以降のご応募等もお断りいたします。（店名が違って実質の出店者が同一の場合は同様の扱いとします。）

【ご応募・問い合わせ先】

青葉区民まつり実行委員会事務局（青葉区まちづくり推進課内）
〒980-8701 仙台市青葉区上杉1-5-1 青葉区役所7階
TEL / 022-225-7211（内線6137） FAX / 022-222-7119